

朝来市地域防災計画 修正の概要

令和3年3月

目次

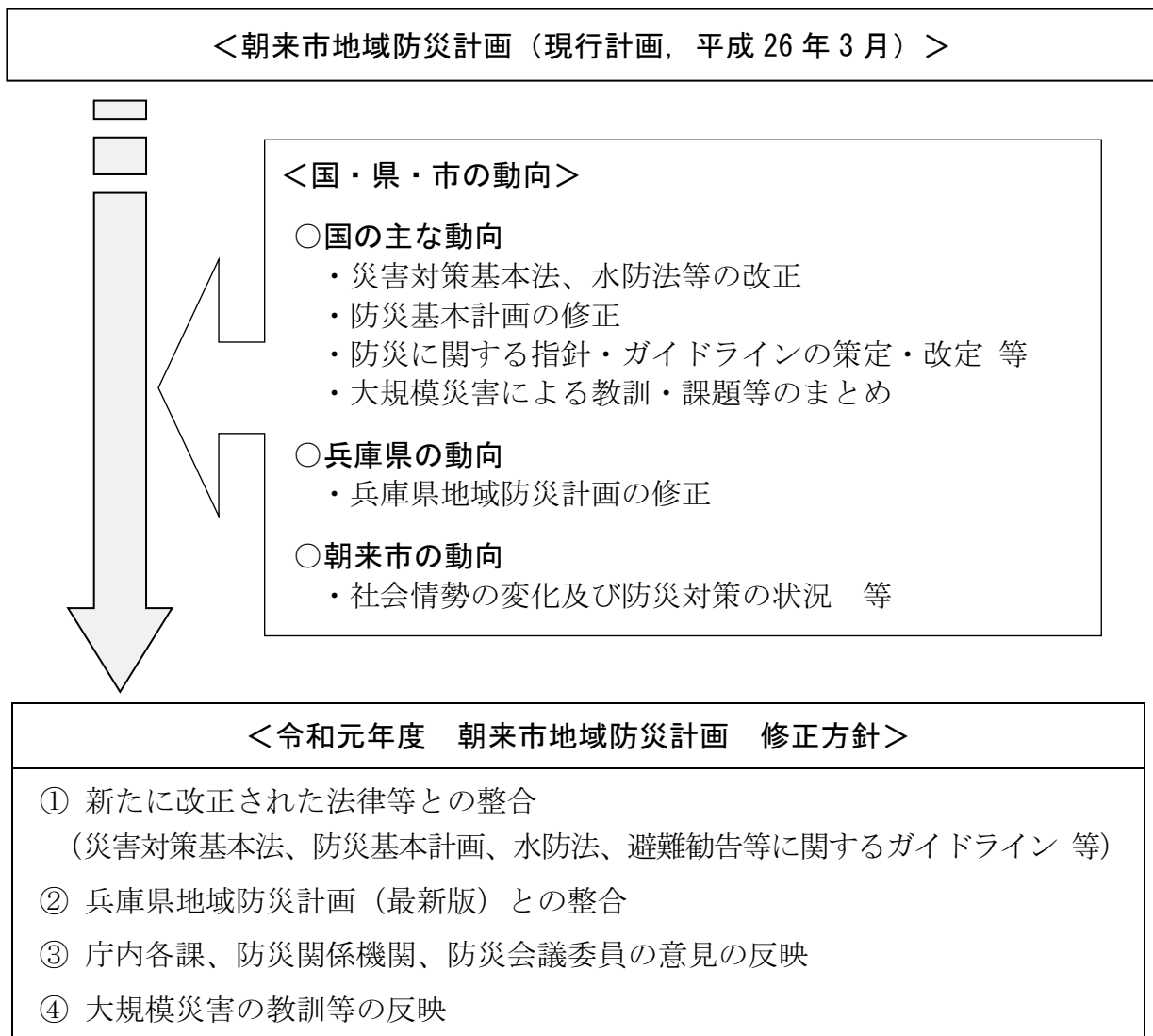
1. 修正の方針	1
(1) 修正の背景と修正方針	
(2) 計画構成の見直し	
(3) 主な修正事項	
2. 修正の経緯	6
3. 主な修正事項とその内容	7

1. 修正方針

(1) 修正の背景と修正方針

現行の朝来市地域防災計画（平成 26 年 3 月）について、現行計画策定以降に改正された法令等に留意して重点的に見直す事項を把握するとともに、修正方針を設定しました。

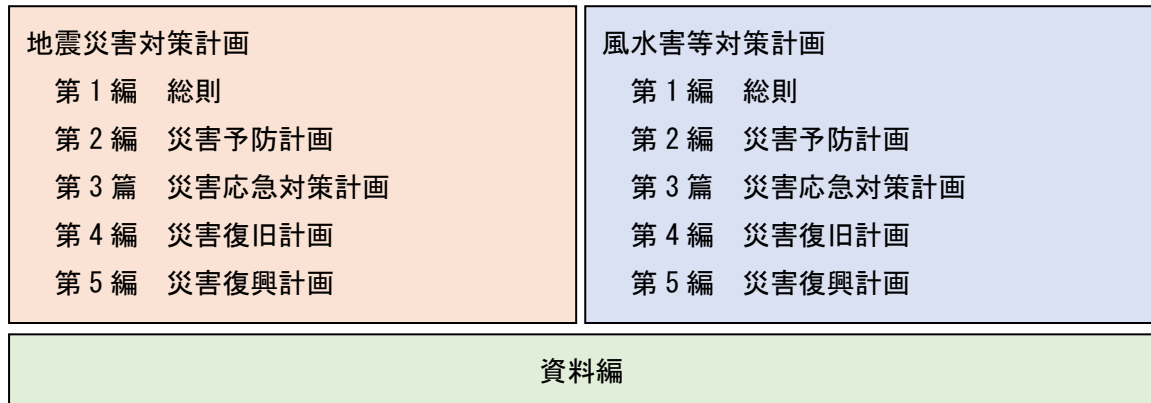
なお、現行計画は、平成 24 年までの法改正等について反映されているため、今回の修正では、平成 25 年以降の法改正等の内容を反映させました。



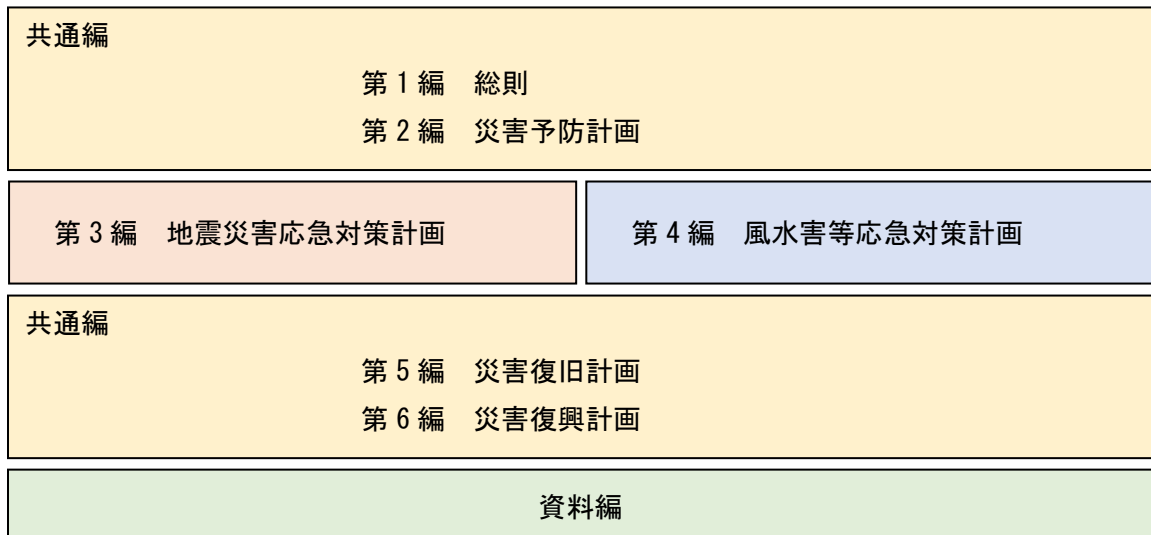
(2) 計画構成の見直し

現行計画は、「地震災害対策計画」と「風水害等対策計画」に大別した構成となっておりますが、総則、災害予防計画、災害復旧計画、災害復興計画については重複する記載が多いため、修正計画では、これらを「共通編」としてまとめ、よりわかりやすい構成に改めました。

■ 現行計画の構成



■ 変更後の構成



(3) 主な修正事項

計画の修正方針を踏まえ、地域防災計画の主な修正事項を以下に示します。

① 防災の基本理念の明確化

- 被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の明示
- 国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進

② 大規模広域災害に対する即応力の強化

- 災害緊急事態の布告時における対応
- 地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化
- 庁舎・避難所等の非構造部材を含む耐震対策等による安全性の確保、非常用電源の確保

③ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 災害種別に応じた指定避難所、指定緊急避難場所の指定
- 避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備
- 避難指示等の具体性と迅速性の確保
- 災害応急対策従事者の安全確保
- 避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更
- 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供を追加
(5段階の警戒レベルでの防災情報の提供により、避難のタイミングを明確化)

④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加

⑤ 水害（洪水・内水）対策の強化

- 想定し得る最大規模の洪水・内水への対策の強化
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の追加
- 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達
- 適切な避難行動を促す情報伝達
 - ・「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の追加
 - ・Lアラート等の多様な手段を活用した避難勧告等の伝達
 - ・避難勧告等の迅速な助言を得られるよう連絡調整窓口等の事前準備
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加
- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に対して、市による避難勧告の発令基準の設定
- 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤や流木被害が発生するおそれのある森林における流木捕捉式治山ダムの設置等の対策強化

⑥ 大規模災害時における道路通行確保対策の強化

- 関係機関、道路管理者間の連携・調整の強化

⑦ 災害廃棄物対策の対応

- 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化
- 仮置場の確保

○災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進

⑧ 地域防災力の向上と継続・発展

- 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進
- 地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進
- 地域コミュニティを活性化するため、女性はじめ多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進
- 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進
- 規模の大きな連続地震発生の可能性の啓発

⑨ 災害時要援護者（避難行動要支援者）等要配慮者への支援体制の強化

- 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進
- 外国人へのサポートの推進

⑩ 避難所等における生活環境の向上等

- マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及
- 住民主体の運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用
- 避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換
- 災害ボランティア団体等の情報共有の場を設置するなど連携のとれた支援活動
- 指定避難所の滞在環境の整備、ネットワーク及びWi-Fiの環境の整備
- 防災情報の迅速な情報提供、安否確認、避難所のニーズ把握等のための防災アプリの整備
- 避難所運営における車中泊など指定避難所以外の避難への対応
- 避難行動要支援者の名簿情報の適切な管理

⑪ 必要物資の供給体制の強化

- 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの導入
- 輸送拠点としての活用可能な民間事業者施設の把握
- 供給物資が不足した場合の調達体制の整備（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入体制等）

⑫ 受援の体制整備

- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 他県等からの人的等支援について、具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みの設定
- 受援計画の策定

⑬ 復旧対策の強化

- 住宅被害認定調査に関する体制の強化
- 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討
- 被災者の被害の状況や支援状況等を集約した被災者台帳の作成を検討
- みなし応急仮設住宅の活用（応急仮設住宅の借上げ）

⑭ 国、県、市及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正

- 本市の組織機構改変による修正
- 国、兵庫県における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更による修正

⑮ 原子力災害への対策強化

- 緊急事態の区分の設定

⑩ その他

- 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の整備
- 遺体処理の適正化（火葬場の耐震化、遺体安置所の設定）
- 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の組織体制や情報伝達体制の対応
- 新型インフルエンザ等応急対策の追加

2. 修正の経緯

■これまでの経緯

時期	項目	内容
令和元年 11月	地域防災計画修正方針（案） の作成	地域防災計画の修正にあたり、修正方針（案） の作成
令和元年 11月 ～ 令和2年 5月	地域防災計画修正素案の作成	修正方針を踏まえた修正素案の作成 ※令和2年4月、災害時事務分掌の見直し等の 反映
令和2年 6月	庁内意見照会	修正素案に対する庁内各課の意見を収集 （→収集意見を反映）
令和2年 7月	関係機関意見照会	修正素案に対する防災関係機関の意見を収集 （→収集意見を反映）
令和2年 9月	第1回防災会議	地域防災計画修正素案を提示、確認
令和2年 10～11月	地域防災計画修正案の作成	第1回防災会議の結果等を踏まえた修正素案の 修正
令和2年 11～12月	資料編の修正	資料編の更新・修正
令和2年 1/7～2/5	パブリックコメント	修正案に対する市民等の意見を収集
令和3年 3月4日	第2回防災会議	パブリックコメント結果等の報告 地域防災計画修正案に対する承認

■今後の予定

時期	項目	内容
令和3年 3月	朝来市地域防災計画（令和2 年度改訂版）の印刷	—
令和3年 3月以降	県知事への報告	災害対策基本法に基づく報告

3. 主な修正事項とその内容

地域防災計画修正素案における主な修正事項とその内容について、以下に示します。

(1) 防災の基本理念の明確化

- 被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方

兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に倣い、「減災」の考え方を防災の基本理念とする旨を明記した。

【1. 総則】 P1

第1 計画の目的

この計画は、(中略)、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

- 国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進

防災基本計画の修正に対応し、災害時における市民・地域・行政が連携した取組みに加え、平時（災害発生前）における災害未然防止活動の推進について追記した。

【1. 総則】 P44

第4章 市民参加による安全・安心な防災まちづくりの推進

(中略) 本計画では、災害時に「自らの命は自らで守る」という『自助』による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる『共助』の取り組みを活性化させるとともに、行政として『公助』の強化を図っていくこととしている。地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、地域、行政が一体となった安全安心な防災まちづくりを推進していくものである。また、災害発生前の段階から、正確な情報の把握や避難行動への展開が行えるよう、気象予警報や避難情報の意味・内容について、日頃より市民等への啓発を行うなど、災害未然防止活動を推進するものとする。

(2) 大規模広域災害に対する即応力の強化

- 災害緊急事態の布告時における対応

応急活動体制のひとつとして、災害緊急事態が布告された場合の体制を新たに追加した。

【3. 地震災害応急対策】 P19

【4. 風水害等応急対策】 P20

第5 災害緊急事態

本市内の全部又は一部に対し、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発した場合、市は県及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

- **地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による応援、応急措置の代行による支援体制の強化**
 防災基本計画修正（大規模災害からの復興に関する法律関係）を踏まえ、国による災害復旧事業の代行措置（県に対する支援要請）について追記した。

【5. 災害復旧】 P4

第3 特定大規模災害の指定に関する事項

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度に基づき、支援を要請する。

- **庁舎・避難所等の非構造部材を含む耐震対策等による安全性の確保、非常用電源の確保**
 本庁については、新庁舎建設（H28.12）により耐震性の強化が図られたが、支所庁舎等についても、本庁に準じて機能強化を図る旨を追記した。また、避難所等のコミュニティ防災拠点における機能・設備整備について追記した。

【2. 災害予防】 P17、22～23

第1 災害対策拠点としての本庁機能の充実

（中略）

また、支所対策部とその代替施設についても、災害対策本部（本庁）に準じて、施設・設備の機能強化を図る。

第3 コミュニティ防災拠点

コミュニティ防災拠点となる施設においては、非構造部材を含む耐震化を推進する他、以下の機能・設備を整備するよう努める。

1～4（略）

5 電気、飲料水等の自給自足機能

(1) 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備

(2) 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- **災害種別に応じた指定避難所、指定緊急避難場所の指定**
 一次避難所の指定にあたっては、災害種別に応じて指定する旨を明記した。

【2. 災害予防】 P31

1 一次避難所（指定緊急避難場所）の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時における一時的な避難所として、集会所や公民館、コミュニティセンターなどの公共施設等を、管理者の同意を得た上で、洪水、地震等の災害種別ごとに、一次避難所（指定緊急避難場所）として指定する。

● 避難行動要支援者名簿の作成・活用による避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備

避難行動要支援者名簿の情報収集や、名簿の適正管理等について追記した。

【2. 災害予防】 P44～45

2 避難行動要支援者情報の共有・活用

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

(中略)。なお、名簿作成に当たっては、災害時要援護者登録制度を活用し効果的な情報収集に努める。

(4) 名簿情報の更新・管理

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、随時更新を行う。なお、市庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

● 避難指示等の具体性と迅速性の確保

迅速・的確に避難指示等が発令できるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、適切な運用を図る旨を追記した。

【2. 災害予防】 P33

第2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成・運用

市は、住民等に避難行動を促す避難勧告等を適切なタイミングで発令できるよう、その判断基準や伝達方法等を示した避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成するとともに、適切な運用を図るものとする。なお、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、教訓等を活かしマニュアルを改訂する。

● 災害応急対策従事者の安全確保

災害応急活動の実施にあたっては職員の安全性を考慮する旨、追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P1

【4. 風水害等応急対策】 P1

第2 円滑な災害応急活動の実施

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

● 避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更

全編にわたって、避難情報について最新の名称に修正した。

● 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供を追加

5段階の警戒レベルの新規運用に伴い、避難勧告等に併せて情報提供する旨を明記した。

【3. 地震災害応急対策】 P69～70

【4. 風水害等応急対策】 P68～69

1 避難勧告等の発令 (中略) なお、上記の避難勧告等(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の4種類の避難情報。以下同じ)の発令に当たっては、住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを併せて発令するものとする。		
■ 避難勧告等(警戒レベル)により住民等がとるべき行動		
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を促す避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報* ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)* ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性

市が発令

気象庁が発表

※避難情報の区分については、見直し(避難勧告を廃止し避難指示へ一本化、災害発生情報の見直し)が検討・実施される予定です。見直しが行われた場合には、避難情報の区分を改定します。

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

● 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する土砂災害警戒情報の伝達の追加

要配慮者利用施設に対する情報伝達方法等の確立について明記した。

【2, 災害予防】 P52

1 土砂災害警戒区域における情報伝達方法等の確立 市は、県による土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。以下同じ。)の指定があったときは、次の事項を土砂災害警戒区域ごとに定める。 (1)～(3) (略) (4) 主として災害時要援護者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。また、施設利用者の円滑な安否確認のため、関係機関等との利用者情報の共有方法
--

- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載（避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等）の追加
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における管理者等の責務に関する項を新たに追加した。

【2. 災害予防】 P52

2 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設における避難確保措置

本計画にその名称及び所在地を定められた土砂災害警戒区域内に位置する災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、県と連携して、災害時要援護者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

(5) 水害（洪水・内水）対策の強化

- 想定し得る最大規模の洪水・内水への対策の強化

想定し得る最大規模の降雨を根拠とした浸水想定区域の指定等について明記した。

【2. 災害予防】 P50

第1 浸水想定区域における避難確保措置

市は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、水位周知河川の水位情報や水防警報等を発表する他、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づき、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

- 水害対応タイムラインに基づく取組等の追加

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を改訂する際の例示として、水害対応タイムラインに基づく取組みについて追記した。

【2. 災害予防】 P33

第2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成・運用

（中略）。なお、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、教訓等を活かしマニュアルを改訂する。

● 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

住民がわかりやすい避難行動をとれるよう、避難が必要な区域の明示や、事前に作成した例文によるわかりやすい伝達等について追記した。

【2. 災害予防】 P50～51
 【3. 地震災害応急対策】 P70
 【4. 風水害等応急対策】 P72

第2 市民への周知

(中略)

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

2 避難勧告等の伝達

(中略)

また、伝達に当たっては、事前に例文を作成するなど、住民等にその意味や具体的な避難先（二次避難所等）がわかりやすく伝わるよう努める。

● 適切な避難行動を促す情報伝達

適切な避難行動を促すよう、「屋内安全確保」「緊急的な待避」の指示や、市民への伝達手段としてのLアラートの活用、外部の専門機関へ助言を求める体制について追記した。

【2. 災害予防】 P33
 【3. 地震災害応急対策】 P74、117
 【4. 風水害等応急対策】 P77、118

第2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成・運用

(中略)

また、避難勧告等を行う際に、国又は県、気象庁（気象台予報官）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。

2 避難誘導

(1)～(7) (略)

(8) 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(9) 市民は、あらかじめ避難所先（一次避難所、二次避難所）と避難経路を把握しておく。
 なお、予定していた避難先への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難先へ向かうこととする。

4 広報の方法

(1) 市民に対する広報

ア～カ (略)

キ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定・訓練の義務化に伴う記載の追加
浸水想定区域内の要配慮者利用施設における管理者等の責務に関する項を新たに追加した。

【2. 災害予防】 P50

2 浸水想定区域内の災害時要援護者利用施設における避難確保措置

(中略)

本計画にその名称及び所在地を定められた災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、災害時要援護者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

- 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に対する避難勧告の発令基準の設定

中小河川を対象とした避難勧告等の発令基準の設定について追記した。

【2. 災害予防】 P50

【4. 風水害等応急対策】 P70

1 浸水想定区域における情報伝達方法等の確立

(中略)。なお、水位周知河川以外の中小河川についても、避難勧告等の発令基準を明確に定めるものとする。

■水位周知河川でない河川の避難の種類及び発令基準（洪水）

(表省略)

- 土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川における透過型砂防堰堤等の対策強化

河川施設整備のひとつとして、透過型砂防堰堤等の整備について追記した。

【2. 災害予防】 P80

第1 河川施設の整備

市は、県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(6) 大規模災害時における道路通行確保対策の強化

- 関係機関、道路管理者間の連携・調整の強化

国道、県道区間に関する国、県との連絡・調整について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P64

【4. 風水害等応急対策】 P63

4 道路の応急復旧等

(2) 他の道路管理者との連絡・調整

国、県が管理する市内の国道・県道区間について異常等を発見し、もしくは通報を受けたときは、該当する道路管理者にその旨を連絡し、応急措置の実施等について依頼するものとする。

(7) 災害廃棄物対策の対応

● 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化

災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保について追記した。

【2. 災害予防】 P43

第2 災害廃棄物処理体制の確立

市は、災害発生時における廃棄物処理が迅速に行えるよう、廃棄物の仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制の確立を図るとともに、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。（以下略）

● 仮置場の確保

廃棄物処理実行計画を策定し、その中に仮置場の配置計画を盛り込む旨を明記した。

【2. 災害予防】 P43

第1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物の処理計画を策定する。

● 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進

廃棄物処理に係るNPO等との連携、広域的処理に係る協定名について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P123、124

【4. 風水害等応急対策】 P124、125～126

4 収集・処理の実施

(1)～(4) (略)

(5) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

2 災害廃棄物処理の実施方法

④ 県への応援要請

環境班、総務・生活班は、最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県へ支援要請を行う。

(8) 地域防災力の向上と継続・発展

● 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結を促進

大規模災害に備えた広域連携を図るための官民との協定締結促進について追記した。

【2. 災害予防】 P8、12

第1 県・市町間の広域連携強化

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、県・近隣市町等との広域相互応援体制の整備を進める。

必要に応じ、災害時応援協定の締結を進めるとともに、特に県との連携のもと、災害情報を一元的に把握・共有することができる体制を構築するとともに、適切な対応がとれるよう努める。

第4 その他民間団体等との協力体制の整備

市は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、市内外の民間団体や災害関係NPO等多種多様な団体との応援協力体制の整備に努める。

なお、建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

● 地区防災計画の作成、住民・事業者による共同防災訓練の実施等、地区内の防災活動の推進

地域自主防災訓練、地区防災計画の策定について、それぞれ追記した。

【2. 災害予防】 P7、64

2 個別訓練

(6) 地域自主防災訓練

地域防災力の向上、市民の防災意識の高揚等を図るため、市等関係機関の指導のもと、区、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、二次避難所開設等の訓練を実施する（地震、水害等様々な災害態様を想定して訓練の内容を設定する）。

市は、自主防災組織等による地域主体の防災訓練の実施に当たり、適切な指導に努める。

第2節 市民・事業者等による地区防災計画の策定

市は、市内各地区の特性を踏まえた地区居住者等による自主・自立的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定について、各地区に働きかける。

地区居住者等による地区防災計画の作成に当たっては、朝来市地区防災計画作成マニュアルを活用することとし、作成後は、次の手順で本計画（朝来市地域防災計画）に反映させるものとする。

● 地域コミュニティを活性化するため、女性をはじめとした多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進

自主防災組織の育成強化にあたっての女性・若者の参画促進について追記した。

【2. 災害予防】 P66

第3 育成強化対策

市は、災害発生時に的確な行動がとれるよう、災害に関する正しい知識、防災対応等について、自主防災組織の育成強化に努める。その際、女性や若者の参画促進に努める。

- 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進
- 規模の大きな連続地震発生の可能性の啓発

平時において市民に普及する防災知識の一項目として、それぞれ追記した。

【2. 災害予防】 P60

第3 市民に対する防災知識の普及

2 周知内容

(3) 災害に対する平素の心得

① 現在の想定を超える巨大地震の発生や規模の大きな地震の連続発生、各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害危険性の把握

②～⑫ (略)

⑬ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性 (以下略)

(9) 災害時要援護者（避難行動要支援者）等要配慮者への支援体制の強化

- 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進

福祉避難所の確保と、その受け入れに関する協定締結の推進について明記した。

【2. 災害予防】 P31

2 二次避難所（指定避難所）等の指定

(中略)

さらに、避難所生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者（要配慮者）向けの避難所として、福祉避難所（場所）を指定・確保するとともに、福祉施設等との協定に努める。

- 外国人へのサポートの推進

県計画との整合を図り、外国人市民等への情報提供について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P112

【4. 風水害等応急対策】 P114

9 外国人市民への情報伝達等

(2) 外国人市民等の情報提供

必要に応じ、県と調整のうえ、外国人市民相談窓口を開設する。なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行う。

(10) 避難所等における生活環境の向上等

- マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及

マニュアル、訓練等を通じた避難所運営のための知識普及について追記した。

【2. 災害予防】 P34

3 二次避難所開設・運営の知識の普及

市は、区、自主防災組織や住民に対して、避難所開設・運営マニュアルの周知、訓練等を通じて、災害時における二次避難所の管理・運営のための知識の普及に努める。市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に二次避難所を運営できるように配慮するよう努める。

● 住民主体の運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用

避難所運営にあたっての外部支援者の活用について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P76

【4. 風水害等応急対策】 P79

1 二次避難所の運営

- (1) 総務・生活班は、二次避難所の開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に二次避難所に担当職員を配置する。また、二次避難所の運営に当たっては、女性の参画やNPO等外部支援者の活用を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、区長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。(以下略)

● 避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換

● 災害ボランティア団体等の情報共有の場を設置するなど連携のとれた支援活動

二次避難所の生活環境確保のための専門家との情報交換、ボランティア活動にあたっての情報共有の場の設置について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P77

【4. 風水害等応急対策】 P80

1 二次避難所の運営

- (5) 二次避難所の運営に際しては、特に避難所生活が長期化する場合において、次のことに配慮する。

①～③ (略)

④ボランティア活動について、受入窓口や情報共有の場の設置やボランティアセンター等と連携した体制を整備し、二次避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

⑤～⑦ (略)

⑧各二次避難所の運営者とともに、二次避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。

● 指定避難所の滞在環境の整備、ネットワーク及びWi-Fiの環境の整備

二次避難所におけるネット利用環境(Wi-Fi環境)の整備について追記した。

【2. 災害予防】 P32

3 二次避難所等の整備

(1) 二次避難所施設・設備の整備

二次避難所の施設・設備の整備に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するとともに、耐震・耐火構造、浸水対策やバリアフリー化することを目標とする。また、ネットワークやWi-Fi環境の整備等通信手段を確保する他、二次避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に配慮し、計画的な整備を推進する。(以下略)

● 防災情報の迅速な情報提供、安否確認、避難所のニーズ把握等のための防災アプリの整備

避難所の環境整備の一項目として、防災アプリの整備を追記した。

【2. 災害予防】 P32

3 二次避難所等の整備

(3) 避難所生活長期化に対応する環境整備

①～⑦ (略)

⑧防災情報の迅速な情報提供、安否確認、二次避難所におけるニーズ把握等のための防災アプリの整備を検討する。

● 避難所運営における車中泊など指定避難所以外の避難者への対応

車中泊等の二次避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮について明記した。

【3. 地震災害応急対策】 P78

【4. 風水害等応急対策】 P81

5 二次避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

総務・生活班は、やむを得ず二次避難所に滞在することができない被災者（テントや車内で生活する被災者等）に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

● 避難行動要支援者の名簿情報の適正な管理

避難行動要支援者名簿の更新・管理について追記した。

【2. 災害予防】 P45

2 避難行動要支援者情報の共有・活用

(4) 名簿情報の更新・管理

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿について、随時更新を行う。なお、市庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(11) 必要物資の供給体制の強化

● 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの導入

● 供給物資が不足した場合の調達体制の整備（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入体制等）

市単独での物資調達等が困難となる場合の体制整備、配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの導入検討等について追記した。

【2. 災害予防】 P35、38

第1 食料、生活必需品等備蓄・調達の基本方針

1～5 (略)

6 市及び県は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

7 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第6 調達・搬送・配布体制の整備

(1) 市は、市単独での調達が困難で必要物資が不足した場合の調達体制（県や他市町村への要請体制、県のプッシュ型支援の受入体制等）の整備に努める。

(2)～(4) (略)

(5) 市は、被災者への適切かつ円滑な配給が行えるよう、必要物資の配送状況や二次避難所等におけるニーズ把握のための情報共有システムの導入について検討する。

- 輸送拠点としての活用可能な民間事業者施設の把握

防災拠点の連携強化の一環として、民間事業者施設の把握について追記した。

【2. 災害予防】 P23

第4 防災拠点の連携強化

(中略)

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

(12) 受援の体制整備

- 災害時のボランティア受入体制の整備

県計画との整合を図り、ボランティア団体、NPO等との連携体制の構築について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P127

【4. 風水害等応急対策】 P128

2 災害ボランティアの確保と調整

ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

- 他県等からの人的等支援について、具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みの設定

- 受援計画の策定

応援受入れを円滑に行うための応援・受援マニュアルの作成等について追記した。

【2. 災害予防】 P15

第5 応援・受援体制の整備

市は、災害時に応援の受入れを円滑に行えるよう、集結・宿泊・活動拠点施設等、受入体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。また、必要な事務手続き等を円滑に行えるよう、県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、事前に応援の要請・受入・調整等に関する応援・受援マニュアルを作成する。

(13) 復旧対策の強化

- 住宅被害認定調査に関する体制の強化

被害認定調査の担当者の育成や関係団体等との連携強化について追記した。

【2. 災害予防】 P41

3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制

市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

● 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

罹災証明書発行業務のシステム化について追記した。

【2. 災害予防】 P40

第1 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査や罹災証明書の交付に係る担当職員や会場を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

● 被災者の被害の状況や支援状況等を集約した被災者台帳の作成

県計画との整合を図り、被災者台帳の記録事項について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P106～107

【4. 風水害等応急対策】 P108～109

1 被災者台帳の記録事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 災害時要援護者(要配慮者)であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由

(8) 電話番号その他の連絡先

(9) 世帯の構成

(10) 罹災証明書の交付の状況

(11) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

(12) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

(13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

● みなし応急仮設住宅の活用(応急仮設住宅の借上げ)

応急仮設住宅の借上げについて、新たに項目を追加した。

【3. 地震災害応急対策】 P83

【4. 風水害等応急対策】 P86

5 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

市は、平時から関連業界の協力を得られるよう努める。

(14) 国、県、町及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正

● 本市の組織機構改変による修正

● 国、県における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更による修正

(15) 原子力災害への対策強化

● 緊急事態の区分の設定

「対応方針」の項を追加し、その中で緊急事態区分と主な対応について追記した。

【4. 風水害等応急対策】 P193

第1 対応方針

原子力災害対策指針では、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づくEAL（緊急時活動レベル）と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講じることとしている。

なお、兵庫県は原子力対策重点区域（PAZ、UPZ）ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。

市では、県と調整のうえ、県に準じた必要となる措置を講ずるものとする。

■ 緊急事態区分と主な対応 （表省略）

(16) その他

● 長期間の災害応急対策が可能なオペレーション体制の整備

応急活動体制のひとつとして、長期間の災害応急対策が可能なオペレーションを新たに追加した。

【3. 地震災害応急対策】 P19

【4. 風水害等応急対策】 P20

第6 被災生活の長期化に対応したオペレーション体制の整備

大規模災害が発生した場合、被災生活（避難所生活）が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、県と適宜連携し、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復に努める。

また、災害応急対策に当たる職員についても、心身両面での健康管理に十分配慮するとともに、長時間労働の防止指導やローテーション体制の導入等、適切な労働時間の管理に努めるものとする。

● 遺体処理の適正化（火葬場の耐震化、遺体安置所の設定）

火葬場の耐震化について追記した。

【2. 災害予防】 P75

1 耐震化を推進する市有施設

(1)～(7) (略)

(6) 火葬場等の処理施設

● 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の組織体制や情報伝達体制の対応

平成29年より新たに運用開始された「南海トラフ地震に関連する情報」の概要と、それが発表された場合の対応について追記した。

【3. 地震災害応急対策】 P24

2 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の条件に該当する場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する（平成29年11月1日から運用開始）。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、必要な体制等の準備を行うとともに、警戒活動を行う。

■南海トラフ地震に関連する情報の種類 (表省略)

■南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード (表省略)

● 新型インフルエンザ等応急対策の追加

コロナ禍の教訓に対応し、「新型インフルエンザ等応急対策」の節を新たに追加した。

【4. 風水害等応急対策】 P207

第6節 新型インフルエンザ等応急対策

第1 組織の設置

市長は、市の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザ等が発生したときには、「朝来市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「朝来市新型インフルエンザ等対策本部等設置要綱」に基づき、発生段階に応じて、対策連絡会議または対策本部を設置する。

対策本部は、政府対策本部、県対策本部の基本的方針を基本としつつ、対策の方針を決定し、各対策部（各班）が連携して、市民の健康や生活を守る体制を構築する。

■組織体制 (表省略)

第2 応急対策の実施

各班は、速やかに情報を共有するとともに、迅速かつ適切な対応を行う。

なお、対策の詳細については、「朝来市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月策定、令和2年4月修正）」によるものとする。

また、避難所の指定・運営時や物資供給時における感染症対策（保健・衛生対策）について追記した。

【2. 災害予防】 P31、34、38

【3. 地震災害応急対策】 P78、92～93

【4. 風水害等応急対策】 P81、95～96

2 二次避難所（指定避難所）等の指定

（中略）

また、広域一時滞在の用にも供することも想定し、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる収容規模も考慮して二次避難所を指定する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、平常時から、感染者が発生した場合の対応を含め、二次避難所での感染症対策を講じるとともに、在宅・縁故・車中泊避難又は避難所への避難等、分散避難の周知に努める。

2 避難所開設・運営マニュアルの運用等

（中略）

また、二次避難所への職員派遣計画を予め作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。

なお、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映する。

第5 衛生物資

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル等
健康管理用資材等	非接触型体温計等
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード等
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等

4 二次避難所における保健・衛生対策

(1)～(6) (略)

(7) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

第3 物資の供給

2 供給品目

(1)～(3) (略)

(4) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 ほか

以上